

## 【マーケット・リスク】

### 【第9章（マーケット・リスク）関係】

<引受け業務から生ずる商品>

【関連条項】第11条の3第4項第3号、第22条の3第4項第3号、第34条の3第4項第3号、第45条の3第4項第3号

第11条の3-Q2 「引受け業務から生ずる商品」は、トレーディング勘定に分類すると規定されているが、具体的にはどのような商品が該当するのですか。（令和5年3月28日追加、令和6年3月22日修正）

(A)

「引受け業務から生ずる商品」とは、金融商品取引法第2条第8項第6号に規定する有価証券の引受け業務により保有することになる商品が該当します。ただし、債券の安定的な消化や債券市場における流動性の維持・向上を図ることを目的として導入・運用されている国債市場特別参加者制度や引受け契約（引受け会社が発行総額を引き受けることについて約するもの、または応募額が公募総額に達しない場合に募集会社はその残額を引き受けることについて約するもの）を通じた引受け業務により保有することになった国債・地方債・政府保証債については、①会計上、「売買目的有価証券」として分類されておらず、②金融機関の適切なガバナンスの下、中長期的な運用を行うとの方針が決定されている場合には、本条に規定する「引受け業務から生ずる商品」に該当しません。

なお、個人向け国債のように、金融機関が国債の募集や顧客からの買取請求の際に一時的に国債を保有する行為は「引受け業務」には該当しません。